

証券コード2293
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日2025年6月3日)

株 主 各 位

栃木県栃木市泉川町556番地
滝 沢 ハ ム 株 式 会 社
代表取締役社長 瀧 澤 太 郎

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第75回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.takizawaham.co.jp>



上記の当社ウェブサイトにある「企業情報」「株主のみなさまへ」「株主情報」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 栃木県栃木市泉川町556番地
滝沢ハム株式会社 本店4階会議室
（末尾ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第75期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

<株主様へのお願い>

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後6時到着分まで

インターネットにより議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。また、剰余金の配当等について、決定機関を明確にすることで、会社の機関運営の透明性を高めるとともに、意思決定機関の迅速化及び適正化を図るため、本定款にその旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略) 第2章 株 式 第5条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の設置) 第18条 (条文省略) (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>13名</u> 以内とする。	第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり) 第2章 株 式 第5条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の設置) 第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員である 取締役を除く。)は、 <u>8名</u> 以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. ～ 3. (条文省略) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) <u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新 設)	<u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. ～ 3. (現行どおり) (取締役の任期) 第21条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (削 除) <u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u> 2. (条文省略) 3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (新 設) (取締役会の決議の方法) 第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。 2. (現行どおり) 3. <u>取締役会の決議より、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の決議の方法) 第25条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (取締役会規程) 第27条 (条文省略) (取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。 (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会規程) 第28条 (現行どおり) (取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役の報酬等) 第30条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等を除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第5章 <u>監査役および監査役会</u> <u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第31条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u> <u>(監査役の員数)</u> 第32条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u> <u>(監査役の選任)</u> 第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役の任期)</u> 第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤監査役)</u> 第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の決議の方法)</u> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 <u>(監査役会規程)</u> 第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 <u>(監査役会の議事録)</u> 第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。 <u>(監査役の報酬等)</u> 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 <u>(監査役の責任免除)</u> 第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (新 設) (新 設)	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) 第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の設置)</u> 第32条 当会社は、監査等委員会を置く。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第33条 監査等委員会は、その決議によつて、常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 <u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 <u>(監査等委員会の議事録)</u> 第36条 監査等委員会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。 <u>(監査等委員会規程)</u> 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人 第42条～第44条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除) 第46条 (条文省略) 第7条 計 算 (事業年度) 第47条 (条文省略) (新 設) (期末配当金) 第48条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 (中間配当金) 第49条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	第6章 会計監査人 第38条～第40条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除) 第42条 (現行どおり) 第7章 計 算 (事業年度) 第43条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (期末配当金等の除斥期間) 第50条 (条文省略) (新 設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月 30日とする。 3. 前2項のほか、当会社は基準日を決めて 剰余金の配当をすることができる。 (期末配当金等の除斥期間) 第46条 (現行どおり) <u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の第75回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を取締役会の決議によって免除することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	たき ざわ た ろう 瀧 澤 太 郎 (1971年7月1日生)	1999年 1 月 当社入社 2002年 6 月 当社取締役商品開発部長 2003年 2 月 当社常務取締役 2003年 4 月 当社代表取締役社長 2011年 9 月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2012年 3 月 当社代表取締役社長兼加工品事業本部長 2019年 8 月 当社代表取締役社長兼食肉本部長 2020年 4 月 当社代表取締役社長 2021年 6 月 当社代表取締役会長 2023年 4 月 当社代表取締役社長 2024年 3 月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2024年11月 当社代表取締役社長（現任）	60,000株
2	あ べ たけ お 阿 部 竹 男 (1959年3月3日生)	1977年 4 月 当社入社 2008年 2 月 当社経営企画室長 2008年 5 月 当社執行役員経営企画室長 2009年 6 月 当社取締役経営企画室長 2010年 8 月 当社取締役業務推進担当 2011年 3 月 当社取締役経営戦略室長 2016年 6 月 当社常務取締役経営戦略室長 2018年 6 月 当社専務取締役経営戦略室長 2019年 8 月 当社専務取締役営業本部長 2021年 4 月 当社専務取締役生産本部長 2024年 3 月 当社専務取締役経営戦略室長 2025年 3 月 当社専務取締役食肉本部長（現任）	2,200株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	やま ぐち あきら 山 口 輝 (1954年10月3日生)	1977年 4 月 株式会社足利銀行入行 2004年 6 月 同行今市支店長 2007年 8 月 当社入社 監査部長 2008年 6 月 当社管理本部長兼総務部長 2009年 6 月 当社取締役管理本部長 2018年 6 月 当社常務取締役管理本部長（現任）	2,000株
4	はま むら やす ひろ 浜 村 恭 弘 (1962年12月4日生)	1987年 9 月 浜村浩安税理士事務所入所 1990年 4 月 税理士登録 2007年 2 月 税理士法人浜村会計設立 社員税理士（現任） 2013年 6 月 当社監査役 2016年 6 月 当社社外取締役（現任）	0株

- (注) 1. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
2. 取締役候補者瀧澤太郎、阿部竹男、山口輝及び浜村恭弘の4氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 浜村恭弘氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、社外取締役として経営の監督と経営全般への助言をいただいた経験及び税理士としての知見を活かしていただくことを期待したためであり、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
4. 当社は、浜村恭弘氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社と浜村恭弘氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再選が承認された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	おお はし はる お 大 橋 晴 夫 (1956年10月7日生)	1975年 4 月 当社入社 1990年 4 月 経理部係長 1994年 8 月 管理本部企画室長 2009年 7 月 経営企画室副部長 2015年 5 月 経営戦略室 部長 2019年 6 月 当社監査役（現在）	600株
2	かま がた とし ゆき 鎌 形 俊 之 (1962年9月19日生)	1985年10月 青山監査法人入所 1989年 3 月 公認会計士登録 1989年 7 月 大野公認会計士事務所入所 1994年 8 月 鎌形公認会計士事務所開設 1994年10月 税理士登録 2003年10月 税理士法人鎌形会計設立 代表社員（現任） 2016年6 月 当社社外監査役（現任）	500株
3	にっ た ゆう こ 新 田 裕 子 (1980年8月19日生)	2010年 8 月 弁護士登録 宇都宮中央法律事務所入所 2014年 5 月 米国フォーダム大学ロースクール卒業 2014年 9 月 シンガポールロダイク法律事務所へ出向 (現 Dentons Rodyk & Davidson L L P) 2015年 9 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2022年 4 月 慶應義塾大学院法務研究科非常勤講師（現任） 2022年10月 シンガポール国際調停センター日本代表（現任）	0株

- (注) 1. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
2. 取締役候補者大橋晴夫、鎌形俊之及び新田裕子の3氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 鎌形俊之氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

4. 新田裕子氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として高度な専門知識、豊富な経験を活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 当社は、鎌形俊之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。鎌形俊之及び新田裕子の両氏の選任が承認された場合、両氏を独立役員として同取引所に届ける予定であります。
6. 当社と鎌形俊之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、あらためて当該契約を締結する予定であります。また、新田裕子氏も選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。

<ご参考>

取締役のスキル・マトリックス

本総会において各取締役が選任された場合、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）の専門性と経験は次のとおりです。

氏名	区分	企業経営	マーケティング ・商品開発	生産技術 品質管理	財務・会計	法務 リスク管理	国際性
瀧澤太郎	取締役	○	○	○			
阿部竹男	取締役	○		○		○	
山口 輝	取締役	○			○	○	
浜村恭弘	取締役	○			○	○	
大橋晴夫	監査等委員				○	○	
鎌形俊之	監査等委員	○			○	○	
新田裕子	監査等委員	○				○	○

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、1996年6月27日開催の第46回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）としてご承認をいただいておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年200,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）といたしたく存じます。

現在の取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役は1名）となります。

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、この決定方針は、事業報告27ページから28ページに記載のとおりであります。本議案は、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）のこれまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案したものであり、上記決定方針に沿うものであり、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、一方で物価の上昇による実質賃金の減少が続き、消費者の生活防衛意識は一層顕著となり個人消費は低迷いたしました。また、不安定な国際情勢や円安の影響によるエネルギーコスト及び原材料価格の高騰、労働力確保のための労働条件の改善や賃上げが必須となり、労務費や販管費に与える影響は大きく、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当業界におきましても、消費者の節約志向が高まる中で、引き続き厳しい事業環境となっております。

このような状況の中で、当社グループは安全安心な商品の安定供給を図ってまいりました。加工品販売では、5月と10月に価格改定を行うとともに、取引先の要望に応えるべく商品開発と販売促進強化により販売数量の確保を図ってまいりました。また、生産部門におきましては原価低減と生産性の向上を図り価格競争力強化に努めてまいりました。食肉部門におきましては、仕入先の見直しとコスト削減を図るとともに、一次加工品の開発を図り得意先への販売拡大に努めてまいりました。

しかしながら、当連結会計年度の売上高は、物価上昇に伴う個人消費の減退から販売数量が減少したことにより280億88百万円（前年同期比0.4%減）となりました。

損益面につきましては、価格改定やコスト削減に努めましたが、原材料等のコストアップ要因を吸収できず、営業損失4億32百万円（前年同期1億44百万円の営業利益）、経常損失4億5百万円（前年同期1億73百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失4億95百万円（前年同期1億23百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

食肉加工品部門

食肉加工品部門につきましては、ハム・ソーセージ等の販売数量が減少いたしました。この結果、この部門の売上高は109億81百万円（前年同期比3.0%減）となりました。

惣菜その他加工品部門

惣菜その他加工品部門につきましては、C V S 向け惣菜品の売上が減少いたしました。この結果、この部門の売上高は51億41百万円（前年同期比2.8%減）となりました。

食肉部門

食肉部門につきましては、輸入・国産ともに牛肉および一次加工品が増加いたしました。この結果、この部門の売上高は118億69百万円（前年同期比3.6%増）となりました。

その他部門

その他部門につきましては、外食部門等の売上高は96百万円（前年同期比30.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、泉川工場及び西方工場の機械設備等の新設等であり、設備投資の総額は4億44百万円になりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資又は社債の発行等による資金の調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、人手不足から雇用・所得の改善とインバウンド需要により景気が緩やかに回復するものと思われます。その一方で、賃上げ以上に物価上昇が続き個人消費は依然として厳しい環境が続くものと考えられます。また、不安定な国際情勢や、金融市場の変動などにより世界経済の悪化が懸念されることもあり、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

当業界におきましても、原材料価格やエネルギーコストの高騰、物価高による消費の低迷、雇用環境の改善に伴う人件費のコストアップや物流費の上昇など、業界を取り巻く環境は依然厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況におきまして、当社グループは、安全安心で価値のある商品の開発と安定供給に引き続き取り組むとともに、各部門における業務の見直しや諸経費の削減に努め、収益の回復を図ってまいります。

営業面におきましては、新商品の開発・新規チャネルの開拓拡大や業務提携先との協業、単品量販による販売量の回復を図ってまいります。生産面につきましては、FSSCやISOによる小集団活動の推進と品質の安定、集約生産や商品の絞込みによるコスト削減や生産性の向上に努めるとともに不採算事業の見直しを図ってまいります。仕入面につきましては、原材料価格の変動に対し規格や原産地の変更等で迅速に対応するとともに、加工原料調達において利便性の良い原料の安定確保に努めてまいります。

配当につきましては、当社の重要課題の一つとして認識しており、収益状況や企業基盤の強化状況などを総合的に勘案したうえで決定することを基本としております。

しかしながら、当期の業績動向を考慮した結果、誠に遺憾ではございますが今期の配当は無配とさせていただくことといたしました。今後につきましては、全社一丸となり収益力の回復、財務体質の改善に努め、安定配当に努めてまいる所存であります。

株主様におかれましては、今後とも引き続き、何卒倍旧のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 72 期 (2021年 4 月 1 日 2022年 3 月31日)	第 73 期 (2022年 4 月 1 日 2023年 3 月31日)	第 74 期 (2023年 4 月 1 日 2024年 3 月31日)	第 75 期 (2024年 4 月 1 日 2025年 3 月31日)
売 上 高(千円)	29,477,441	29,458,149	28,211,159	28,088,795
経 常 利 益 又は経常損失(△)(千円)	173,926	△167,560	173,791	△405,237
親会社株主に帰属 する当期純利益又は(千円) 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	174,789	△191,040	123,812	△495,221
1 株当たり当期純 利益又は 1 株当た り当期純損失(△)(円)	85.11	△93.03	60.29	△241.16
総 資 産(千円)	13,484,102	12,774,866	13,600,776	12,466,767
純 資 産(千円)	3,836,323	3,657,673	4,011,120	3,480,730
1 株当たり純資産額 (円)	1,868.07	1,781.14	1,953.28	1,695.00

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ワールドフードサービス	百万円 20	% 100.0	飲 食 業

- ③ 企業結合の成果
上記に記載の重要な子会社（連結子会社）は 1 社であります。当連結会計年度の売上高は280億88百万円（前年同期比0.4%減）、親会社株主に帰属する当期純損失 4 億95百万円（前年同期 1 億23百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。
- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業部門	主要な事業
食肉加工品	ハム・ソーセージ等の製造販売
惣菜その他加工品	レトルト食品、惣菜等の製造販売及び仕入販売
食肉	食肉の仕入、加工及び販売
その他	飲食店の経営

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

当 社	本 社	栃木県栃木市泉川町556番地	
	工 場	泉川工場（栃木県栃木市） 仙南工場（宮城県角田市） 泉川ミートセンター（栃木県栃木市）	西方工場（栃木県栃木市） デリカ工場「翔」（栃木県栃木市） 菖蒲パックセンター（埼玉県久喜市）
	営 業 所	仙台営業所（宮城県仙台市） 北関東営業所（栃木県宇都宮市） 群馬営業所（群馬県伊勢崎市） 首都圏販売部（東京都足立区）	福島営業所（福島県本宮市） 栃木営業所（栃木県栃木市） 新潟営業所（新潟県新潟市） 茨城ビーフセンター（茨城県茨城町）
	直 売 所	<レッケルバルト店> 栃木本店（栃木県栃木市） <アロマテーブル店> 亀有店（東京都葛飾区） 北砂店（東京都江東区） 川口店（埼玉県川口市） 足利店（栃木県足利市）	西新井店（東京都足立区） 横浜店（神奈川県横浜市） 小山店（栃木県小山市） 曳舟店（東京都墨田区）
子 会 社	株 式 会 社 ワ ー ル ド フ ー ド サ ー ビ ス		本 社（宮城県角田市）

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数（名）	前期末比較増減（名）
317	2（減）

（注） 上記従業員数には、契約社員（専任社員・パートタイマー） 314名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社足利銀行	1,789 百万円
株式会社栃木銀行	788
株式会社常陽銀行	416
株式会社みずほ銀行	393
株式会社商工組合中央金庫	349
株式会社三菱UFJ銀行	300

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,952,000株
(2) 発行済株式数 2,102,000株（自己株式48,469株を含む）
(3) 株主数 2,952名
(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
有限会社滝沢興産	461,200株	22.4%
伊藤忠商事株式会社	315,200	15.3
滝沢ハム取引先持株会	166,960	8.1
株式会社足利銀行	75,600	3.6
瀧澤太郎	60,000	2.9
瀧澤悦子	50,900	2.4
上野さり	45,200	2.2
吉田潤子	43,800	2.1
岩井由紀子	43,800	2.1
田中悦子	39,000	1.8

（注） 当社は、自己株式48,469株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	瀧澤 太 郎	
専 務 取 締 役	阿 部 竹 男	食肉本部長
常 務 取 締 役	山 口 輝	管理本部長
取 締 役	浜 村 恭 弘	税理士 税理士法人浜村会計 社員税理士
常 勤 監 査 役	大 橋 晴 夫	
監 査 役	澤 田 雄 二	弁護士 宇都宮中央法律事務所所長 (株)ナカニシ社外監査役 (株)カワチ薬品社外監査役
監 査 役	鎌 形 俊 之	公認会計士・税理士 税理士法人鎌形会計 代表社員

- (注) 1. 取締役浜村恭弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役澤田雄二及び鎌形俊之の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役大橋晴夫氏は、長年当社で経営管理及び経営戦略の業務に携わっており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役澤田雄二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役鎌形俊之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当期中の取締役の異動

当期中において、担当業務が次のとおり変更になりました。

実 施 日	氏 名	変 更 後	変 更 前
2024年11月1日	瀧澤 太 郎	代表取締役社長	代表取締役社長兼営業本部長
2025年3月16日	阿 部 竹 男	専務取締役食肉本部長	専務取締役経営戦略室長

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役並びに執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、「固定金銭報酬」、「業績連動金銭報酬」で構成されております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位及び職責等、並びに業績及び目標達成度等を総合的に勘案して設定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会で一任された代表取締役社長が各取締役の評価及び会社業績等を勘案し、他の取締役と協議のうえ、報酬額を決定しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

また、2021年2月10日開催の定時取締役会において、取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針について、決議しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、1996年6月27日開催の第46回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第41回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長瀧澤太郎が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限内容は、各取締役の基本月額報酬及び賞与の額並びに種類別の報酬割合です。これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう人事担当取締役及び常勤監査役が報酬額の妥当性を監視しており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62,120 (2,640)	56,076 (2,400)	6,043 (240)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,508 (3,960)	12,508 (3,960)	—	—	4 (2)

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役4名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の員数と相違しているのは、2024年6月25日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいるためであります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

取締役の事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額(又は数)の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各取締役の業績、目標達成度、企画推進力であり、また、当該業績指標を選定した理由は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め、当社グループの持続的な成長を意識した経営を促進するためです。

業績連動報酬等の額の算定方法は、毎年2回一定の時期に業績指標を基に個別に決定いたします。役員賞与総額は固定報酬と合わせて株主総会で決議された取締役の報酬限度内で支給いたします。

当事業年度を含む決算値(選定した業績指標)の推移は1.(5)財産及び損益の状況に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

監査役澤田雄二氏は、株式会社ナカニシ及び株式会社カワチ薬品の社外監査役であります。両社と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	浜 村 恭 弘	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。事業運営に関する事項、営業活動等経営全般にわたり質問や意見を述べております。
監 査 役	澤 田 雄 二	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また、当期開催の監査役会10回全てに出席しております。取締役会等の議案については、法律家としての高い専門知識をもとに助言を行っております。
監 査 役	鎌 形 俊 之	当期開催の取締役会13回全て出席し、また、当期開催の監査役会10回全てに出席しております。取締役会等の議案については、公認会計士・税理士としての高い専門知識をもとに助言を行っております。

(注) 浜村恭弘、澤田雄二及び鎌形俊之の3氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役浜村恭弘氏は、当社の監査役を3年間在任し、当社の経営を理解していただいた経験及び税理士としての知見を活かしていただき、取締役会の活性化と経営監督機能の強化を期待しており、取締役会への出席率は良好であります。また、自らの知見に基づき、経営を監督するとともに経営方針や経営改善等について活発な発言をいただいております。当社が期待する役割を十分果たしていただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、当該会計監査人の解任又は不再任を検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、内部統制の有効性と妥当性を確保するため、行動規範ガイドラインをはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を制定し、全ての取締役、使用人がこれらを遵守することを企業活動の前提とする。
- ② 代表取締役は、コンプライアンス担当取締役を任命し、担当取締役は全社横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
- ③ 担当取締役は、各部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ行動規範ガイドライン等の実施状況を管理・監督し、全使用人に対しての適切な研修体制を構築し、法令・定款等の遵守についてさらなる周知徹底を図る。
- ④ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容調査及び対処案等について、担当取締役を通じ代表取締役、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱いは、当社文書管理規程及びそれに関する各管理マニュアル等に従い適切に保存及び管理を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 職務執行情報のデータベース化を促進し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索することが可能とする体制を構築する。
- ③ 前2項に係る事務は、代表取締役が任命する取締役が所管し、第1項の検証・見直しの経過及び第2項のデータベースの運用・管理について、四半期に一回以上、取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンス等に係るリスクは、それぞれの担当部署が必要に応じて規程、ガイドラインを制定し、研修の実施、マニュアルの作成・配付及び周知を行う。
- ② 代表取締役は、コンプライアンス担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、当社グループ全体のリスク状況を網羅的・統括的に管理する。
- ③ 代表取締役は、代表取締役に直属する内部監査部署として、監査部を設置し、その事務を管掌する。
- ④ 監査部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。

- ⑤ 監査部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにコンプライアンス委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑥ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス上の重要な問題について審議を行い、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の計画どおりに進捗しているか月次業績報告を通じ検証を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとるものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準に基づき、財務報告に係る内部統制を構築する。
- ② 関係会社管理規程に基づき、子会社を管理し、子会社の業務執行は、定期的に報告する体制とする。また、子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は当該子会社の他の取締役の職務執行状況を監視・監督する。
- ③ 子会社のリスク情報の有無を監査する部署は、監査部とし、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ④ 監査部は、子会社に損失の危険に関するリスクが発生し、監査部がこれを把握した場合には、直ちに発見されたリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。
- ⑤ 当社と子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、監査部は、管理本部及び子会社の監査担当部署と十分な情報交換を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき部署は監査部とし、専任の使用人が必要な場合には遅滞なく配置することとする。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び異動は、監査役会の同意を必要とする。
- ② 監査役会付の使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役に報告を行ったことにより不利な取扱いを行ってはならないものとする。
- ④ 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い又は償還等の請求をした場合、その職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めによるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ② 前項の報告・情報提供として主なものは次のとおりとする。
 - a. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - b. 当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - c. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - d. 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - e. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項
 - f. 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - g. 社内稟議書、重要会議議事録及び監査役から要求された会議議事録の回付

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査体制と内部統制システム体制の有効性を検証し、体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役は監査役会、財務担当取締役及び監査部長と定期的な意見交換会を開催する。
- ② 前項の同会議は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分尊重しなければならない。
- ③ 会計監査人の選任・不再任・解任に関する株主総会に提出する議案の内容は、監査役会の決議によるものとする。

(10) 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の方針を定める。

- ① 当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- ② 当社は反社会的勢力による不当要求に対しては組織をもって対応し、当社の従業員の安全を確保する。
- ③ 当社は、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。
- ④ 当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
- ⑤ 当社は反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関との緊密な連携を図る。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力からの不当要求に対しては、刑事上もしくは民事上の法的対応を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、取締役4名で構成し、監査役3名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督しました。主要な会議の開催として、取締役会は13回開催され、取締役の職務の執行の適正性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社の取締役会は、代表取締役社長の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲内で、職務を執行いたしました。
- ② 子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社の取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。
- ③ 監査部は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部、工場及び営業所等を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。
- ④ 監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、毎月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言のとりまとめを行いました。さらに、監査役は取締役会に出席するとともに、取締役、その他使用人と対話を行い、監査部・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。
- ⑤ 常勤監査役は、稟議書等重要な決裁書類を閲覧し取締役の執行状況を監査するとともに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて説明を求めています。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,940,378	流動負債	6,619,994
現金及び預金	1,407,371	買掛金	2,288,222
売掛金	2,640,986	短期借入金	2,605,000
商品及び製品	1,345,235	1年内返済長期借入金	495,367
仕掛品	253,689	リース債務	263,036
原材料及び貯蔵品	225,258	未払金	543,129
その他の金	71,004	未払法人税等	22,603
貸倒引当金	△3,167	賞与引当金	85,584
固定資産	6,526,389	役員賞与引当金	2,707
有形固定資産	4,117,897	その他の	314,343
建物及び構築物	1,440,210	固定負債	2,366,043
機械装置及び運搬具	313,705	社債	200,000
工具、器具及び備品	72,948	長期借入金	908,326
土地	1,620,390	リース債務	486,580
リース資産	670,643	繰延税金負債	323,354
無形固定資産	267,082	執行役員退職慰労引当金	15,005
ソフトウェア	167,618	退職給付に係る負債	317,867
その他の	99,463	その他の	114,909
投資その他の資産	2,141,409	負債合計	8,986,037
投資有価証券	1,728,450	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	147,656	株主資本	2,778,760
その他の	278,724	資本金	1,080,500
貸倒引当金	△13,421	資本剰余金	684,424
		利益剰余金	1,018,939
		自己株式	△5,103
		その他の包括利益累計額	701,970
		その他有価証券評価差額金	630,935
		退職給付に係る調整累計額	71,034
		純資産合計	3,480,730
資産合計	12,466,767	負債・純資産合計	12,466,767

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		28,088,795
売上原価		24,347,435
売上総利益		3,741,360
販売費及び一般管理費		4,173,837
営業損失		432,477
営業外収益		
受取利息	205	
受取配当金	33,164	
補助金収入	4,136	
受取賃貸料	28,036	
その他	18,844	84,388
営業外費用		
支払利息	50,876	
その他	6,272	57,148
経常損失		405,237
特別利益		
投資有価証券売却益	7	7
特別損失		
投資有価証券売却損	1,260	
固定資産除却損	3,488	
減損	133	4,882
税金等調整前当期純損失		410,112
法人税、住民税及び事業税	15,854	
法人税等調整額	69,254	85,109
当期純損失		495,221
親会社株主に帰属する当期純損失		495,221

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,080,500	684,424	1,555,231	△5,103	3,315,052
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△41,070		△41,070
親会社株主に帰属する当期純損失			△495,221		△495,221
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			△536,292		△536,292
当 期 末 残 高	1,080,500	684,424	1,018,939	△5,103	2,778,760

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	613,427	82,639	696,067	4,011,120
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△41,070
親会社株主に帰属する当期純損失				△495,221
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,507	△11,605	5,902	5,902
当 期 変 動 額 合 計	17,507	△11,605	5,902	△530,389
当 期 末 残 高	630,935	71,034	701,970	3,480,730

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数…………… 1 社

主要な連結子会社の名称……(株)ワールドフードサービス

② 非連結子会社の状況

該当する子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、3月末日であり、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却

原価は移動平均法により算定)

市 場 価 格 の な い 株 式 等 … 主として移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によって
おります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物及び構築物 4年～47年

 機械装置及び運搬具 3年～15年

無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な償却年数は次のとおりであります。

 ソフトウェア（自社利用分）5年（社内における利用可能期間）

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上の方法

貸倒引当金……………債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員賞与の支払に備え、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

役員賞与引当金……………役員賞与の支払に備え、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

執行役員退職慰労引当金……………執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

④ 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費……支出時に全額費用処理しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

収益及び費用の計上基準

当社グループは、食肉の販売並びに食肉加工品の製造及び販売を行っており、このような製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務を充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、一部の製品における収益について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,789,181千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	847,763千円
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	64,392千円
土 地	1,371,969千円
計	2,284,125千円

② 担保に係る債務

短 期 借 入 金	1,225,000千円
1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	272,683千円
長 期 借 入 金	441,295千円
計	1,938,978千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する事項

減損損失の内訳

場所	用途	種類	減損損失
栃木県那須塩原市	遊休資産	土地	133千円

当社グループは、原則として事業用資産、賃貸用資産及び遊休資産の区分にて資産のグループ化を行い、事業用資産については単一の事業体を、賃貸用資産及び遊休資産については個別資産をグループニングの最小単位としております。連結子会社については会社単位を基準にグループニングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下した事業用資産及び遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額133千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等により評価しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 2,102,000株

(2) 配当に関する事項

当期中に行った剰余金の配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

① 配当金額	41,070千円
② 1株当たり配当金額	20円00銭
③ 基準日	2024年3月31日
④ 効力発生日	2024年6月26日

5. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、食肉及び食肉加工品の製造販売を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は短期的な預金等に限定し、また、運転資金は銀行等金融機関からの借入等により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金は、主に運転資金を目的としたものであり、また、社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、顧客毎の与信限度額に従い、営業債権について、営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、顧客毎の与信限度額に応じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち８％が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含めておりません((注２)を参照ください。)。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	1,632,385	1,632,385	—
資産計	1,632,385	1,632,385	—
(1) 長期借入金	1,403,693	1,383,017	△20,675
(2) 社債	200,000	197,049	△2,950
(3) リース債務	749,616	721,449	△28,167
負債計	2,353,309	2,301,516	△51,793

(注１) 有価証券に関する事項

投資有価証券

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は1,614千円であり、売却益の合計は7千円、売却損の合計は1,260千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得価額、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	717,110	1,626,632	909,521
	小計	717,110	1,626,632	909,521
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,765	5,753	△1,012
	小計	6,765	5,753	△1,012
合計		723,875	1,632,385	908,509

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	96,065

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
社債	—	200,000	—	—	—
長期借入金	495,367	404,393	271,929	169,940	59,428
リース債務	263,036	200,562	130,940	92,474	45,075
合計	758,403	804,955	402,869	262,414	104,503

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,632,385	—	—	1,632,385
計	1,623,385	—	—	1,632,385

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,383,017	—	1,383,017
社債	—	197,049	—	197,049
リース債務	—	721,449	—	721,449
計	—	2,301,516	—	2,301,516

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、栃木県その他の地域において、賃貸等不動産（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
279,875千円	519,660千円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による原則的時価算定に基づく金額であります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当連結会計年度
食肉加工品部門	10,981,367千円
惣菜その他加工品部門	5,141,564千円
食肉部門	11,869,632千円
その他部門	96,231千円
顧客との契約から生じる収益	28,088,795千円
その他の収益	一千円
外部顧客への売上高	28,088,795千円

(注)「その他部門」は外食部門等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期、取引価格及び履行義務への配分額の算定方法については、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,695円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 241円16銭 |

9. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,924,378	流動負債	6,606,945
現金及び預金	1,399,106	買掛金	2,285,386
売掛金	2,635,503	短期借入金	2,605,000
商品及び製品	1,344,672	1年内返済長期借入金	490,961
仕掛品	253,689	リース債務	263,036
原材料及び貯蔵品	225,258	未払金	542,084
前払費用	27,859	未払法人税等	21,790
その他金	41,456	未払費用	137,936
貸倒引当金	△3,167	賞与引当金	85,000
固定資産	6,366,391	役員賞与引当金	2,707
有形固定資産	4,116,489	その他の負債	173,044
建物	1,376,712	固定負債	2,274,126
構築物	62,754	社債	200,000
機械及び装置	313,704	長期借入金	889,082
車両運搬具	0	リース債務	486,580
工具、器具及び備品	72,283	繰延税金負債	277,574
土地	1,620,390	退職給付引当金	287,730
リース資産	670,643	執行役員退職慰労引当金	15,005
無形固定資産	267,058	債務保証損失引当金	3,245
ソフトウェア	167,618	その他の負債	114,909
その他の資産	99,440	負債合計	8,881,072
投資その他の資産	1,982,842	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,728,450	株主資本	2,778,761
関係会社株式	1	資本金	1,080,500
出資金	40,635	資本剰余金	685,424
関係会社長期貸付金	81,995	資本準備金	685,424
破産更生債権等	10,046	利益剰余金	1,017,940
長期前払費用	37,860	その他利益剰余金	1,017,940
前払年金費用	1,858	繰越利益剰余金	1,017,940
その他金	177,411	自己株式	△5,103
貸倒引当金	△95,416	評価・換算差額等	630,935
		その他有価証券評価差額金	630,935
資産合計	12,290,769	純資産合計	3,409,696
		負債・純資産合計	12,290,769

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		27,992,564
売上原価		24,314,246
売上総利益		3,678,317
販売費及び一般管理費		4,115,801
営業損失		437,483
営業外収益		84,747
受取利息	867	
受取配当金	33,164	
受取手数料	2,243	
補助金等収入	4,136	
受取賃貸料	28,036	53,204
その他の費用	16,298	
営業外費用		
支払利息	50,644	
債務保証損失引当金繰入額	△465	
貸倒引当金繰入額	△3,247	405,940
その他の損失	6,272	
経常損失		
特別利益		7
投資有価証券売却益	7	
特別損失		
投資有価証券売却損	1,260	
固定資産除却損	3,488	
減損損失	133	4,882
税引前当期純損失		410,815
法人税、住民税及び事業税	15,040	84,294
法人税等調整額	69,254	
当期純損失		495,110

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,080,500	685,424	685,424	1,554,121	1,554,121
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△41,070	△41,070
当 期 純 損 失				△495,110	△495,110
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計				△536,181	△536,181
当 期 末 残 高	1,080,500	685,424	685,424	1,017,940	1,017,940

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△5,103	3,314,942	613,427	613,427	3,928,370
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△41,070			△41,070
当 期 純 損 失		△495,110			△495,110
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			17,507	17,507	17,507
当 期 変 動 額 合 計		△536,181	17,507	17,507	△518,673
当 期 末 残 高	△5,103	2,778,761	630,935	630,935	3,409,696

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法によっております。

(リース資産を除く) ……ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………7年～47年

機械及び装置……………3年～15年

無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) ……なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）5年（社内における利用可能期間）

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法
によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員賞与の支払に備え、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

役員賞与引当金……役員賞与の支払に備え、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理することとしております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

執行役員退職慰労引当金……執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

債務保証損失引当金……子会社の保証債務の履行に伴う損失に備えるため、各社の財産状況及び損益状況を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費……支出時に全額費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

収益及び費用の計上基準

当社は、食肉の販売並びに食肉加工品の製造及び販売を行っており、このような製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務を充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、一部の製品における収益について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	48千円
短期金銭債務	8千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,764,265千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	847,763千円
構築物	0千円
機械及び装置	64,392千円
土地	1,371,969千円
計	2,284,125千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,225,000千円
1年内返済長期借入金	272,683千円
長期借入金	441,295千円
計	1,938,978千円

(4) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

(株)ワールドフードサービス	254千円
----------------	-------

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引	
その他の営業取引高	109千円
営業取引以外の取引高	1,504千円

(2) 減損損失に関する事項

減損損失の内訳

場所	用途	種類	減損損失
栃木県那須塩原市	遊休資産	土地	133千円

当社は、原則として事業用資産、賃貸用資産及び遊休資産の区分にて資産のグループ化を行い、事業用資産については単一の事業体を、賃貸用資産及び遊休資産については個別資産をグルーピングの最小単位としております。

当事業年度において、遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額133千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等により評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の数

普通株式

48,469株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	176,912千円
退職給付引当金	89,003千円
賞与引当金	25,925千円
未払事業税	3,783千円
貸倒引当金	30,880千円
その他	100,111千円

繰延税金資産小計 426,616千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △176,912千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △249,704千円

評価性引当額小計 △426,616千円

繰延税金資産計 一千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △277,574千円

繰延税金負債計 △277,574千円

繰延税金負債の純額 △277,574千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内 容	議決権 等の被 所有割 合(%)	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
法人主 要株主	伊藤忠 商事(株)	東京都 港 区	253,448	総 合 社	直接 15.3	—	—	製品の 販売	—	—	—
							原料・ 商品の 仕入	原料・ 商品の 購入	470,676	買掛金	49,929
法人主 要株主 の子会 社	プリマ ハム(株)	東京都 品川区	7,908	食品の 製造・ 販売会 社	—	—	—	製品の 販売	1,555,604	売掛金	128,434
							原料・ 商品の 仕入	原料・ 商品の 購入	896,055	買掛金	50,387

(注) 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 原料・商品の仕入については、伊藤忠商事(株)及びプリマハム(株)以外からも複数の見積り入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内 容	議決権 等の被 所有割 合(%)	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)ワ ールド フード サービ ス	宮城県 角田市	20,000	飲食業	直接 100.0	兼任 3人	—	資金の 貸付	—	関係会 社長期 貸付金	81,995
								貸倒引 当金の 繰入	△3,247	貸倒引 当金	81,995
								債務保 証損失 引当金 の繰入	△465	債務保 証損失 引当金	3,245
								債務保 証	254	—	—

(注) 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
2. 債務保証については、金融機関からの借入れにつき、保証を行っているものであり、市場金利等を考慮した合理的な保証料を受領しておりますが、担保提供は受けておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,660円41銭
(2) 1株当たり当期純損失	241円10銭

8. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

滝 沢 ハ ム 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 黒 岩 亮 児
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 石 寄 祥 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、滝沢ハム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、滝沢ハム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

滝 沢 ハ ム 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 黒 岩 亮 児
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 石 寄 祥 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、滝沢ハム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

滝沢ハム株式会社 監査役会

常勤監査役 大橋 晴夫 ㊞

社外監査役 澤田 雄二 ㊞

社外監査役 鎌形 俊之 ㊞

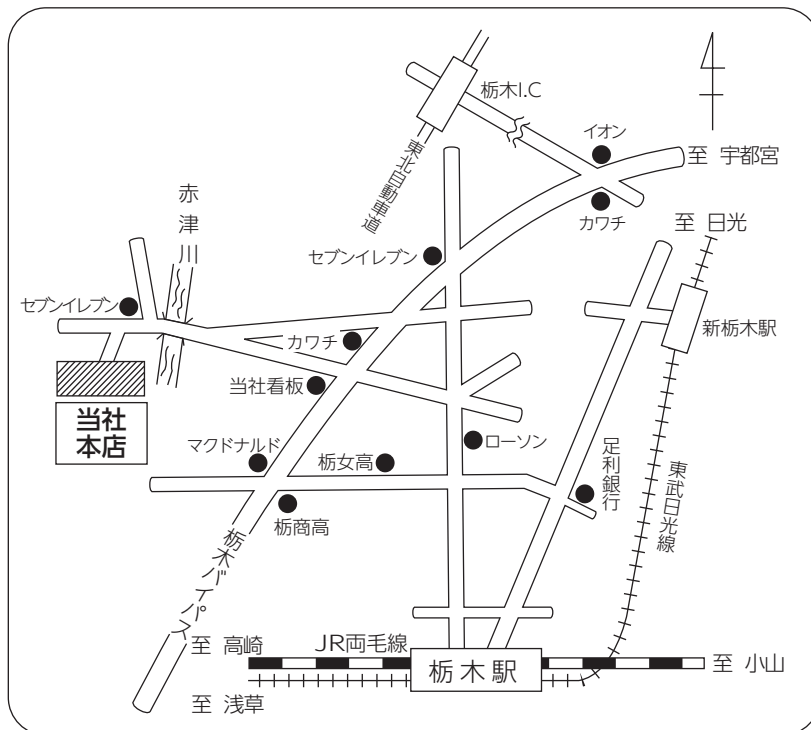
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：栃木県栃木市泉川町556番地

当社本店 4 階会議室

電話 0282 (23) 5640



◎ 交通のご案内

- ・ JR両毛線栃木駅、東武日光線栃木駅より車で約10分
- ・ 東北自動車道栃木インターチェンジより車で約10分